

憲 法 (100点)

第1問

A県弁護士会は、激しい会内議論の末、憲法9条は非武装中立を求めているから、自衛隊を含む一切の軍事力は違憲であり、また、自衛隊を明文化するような憲法改正にも絶対反対である旨の総会決議（以下「本件決議」という）を行った。そして、同会の一般会計予算からの支出により、上記のような意見を表明する広告を地元の新聞に掲載したり、そうした趣旨のビラを作成・配布したりといった広報活動を行った。

A県弁護士会の会員である弁護士Xは、憲法9条について特段の信念を有しているわけではないが、本件決議は平均的な世論からすればあまりにも偏っており、自分の所属する弁護士会においてこのような決議がされることは耐え難いとして本件決議の無効確認を求める訴えを提起した。

また、A県は弁護士の極めて少ない過疎地域を多く抱えていることから、A県弁護士会は、弁護士過疎対策のための特別会費として会員1名あたり月額3万円を徴収していた（なお、日本弁護士連合会及びA県弁護士会の一般会費は月額合計5万円であった）。Xはかねて特別会費額が高すぎるという不満をもっており、上記の訴えと同時に、特別会費の支払義務がないことの確認を求める訴えを提起した。

憲法の観点から、本事例に含まれる問題を論じなさい。なお、上記の各訴えは適法であるものとし、また、司法権の範囲や限界に関する憲法問題は論じなくてよい。

第2問

法律により、次の（1）及び（2）を内容とする規定を定めたとする。
このような規定に含まれる憲法上の問題について、論じなさい。

（1）最高裁判所が、法律上の争訟又はその他法律において特に定める争訟の裁判において、法律、命令、規則及び条例（以下「法律等」という）が憲法に違反すると判断するときは、裁判の主文において法律等が無効であると宣言しなければならない。

（2）法律等が無効であることを宣言する裁判の主文は、法律としての効力を有し、官報に掲載する方法により公布する。